

4 . 石綿自記式簡易調査票

使い方・調査票・説明要領

石綿自記式簡易調査票の使い方(スタッフ用)

1 目的

石綿のばく露程度の判断は専門家の総合的判断が重要で、回答者がご自身で判断することは難しいとされています。石綿自記式簡易調査票は、石綿ばく露の有無について相談窓口等で聴取りを行う前に、ご自分で簡単にチェックをしていただくためのものですが、この調査票の内容だけでは、十分な判断は出来ません。本調査票は、以下のような使い方があります。

ばく露の自覚がある方の、過去の石綿ばく露歴を確認するために使用。

忘れていたばく露を思い出すために使用。

ばく露の自覚がない方が、石綿についてどのような状況でばく露が起こりうるのかを知るために使用。

自分がどこかで石綿にばく露したのではないかという不安があるときに、石綿自記式簡易調査票に当てはまるものがあるのかどうかを確認するために使用。ばく露の自覚のある方もない方も、ご自身で最終判断せずに、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関での相談をお勧めしています。

相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関では、石綿について相談に来られた方に対しては、詳細版等により詳しい聴取りを実施してください。

2 使用上の留意事項

- 1) 石綿自記式簡易調査票ですべてを判断することは出来ません。あくまで目安としてお使いください。
- 2) 石綿自記式簡易調査票の自己診断を自宅等で行うことは、原則としてお勧めしていません。不安がある、疑問がある方は、極力、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関利用することをお勧めしています。本調査票を不特定多数の方に配布される場合には、必ず「石綿自記式簡易調査票の使い方(回答者用)」とセットで配布してください。
- 3) 相談窓口において、一つも印がないなど、石綿にばく露した可能性が少ないと考えられる場合には、現時点ではばく露した可能性は少ないことを説明して安心していただくとともに、健康管理の観点から自己の健康維持管理を意識する、何か症状が出たら医師に相談するなどの一般的な配慮事項を説明してください。
- 4) 相談窓口では、A～Cのうち、一つでも印がついた人や、石綿についてよく知らないままA～Cの問いに答えている方など、相談員のご経験等により医師へ紹介するかどうか、相談の場における弾力的な判断をお願いします。
- 5) 本調査票を使用される場合には、出典を明らかにしてください。

石綿自記式簡易調査票の使い方（回答者用）

1 目的

石綿のばく露程度の判断は専門家の総合的判断が重要で、ご自分で判断することは難しいとされています。石綿自記式簡易調査票は、石綿ばく露の有無について相談窓口等で詳しい聴取りを行う前に、ご自分で簡単にチェックをしていただくためのもので、この回答内容のみで十分な判断をすることはできません。チェック後に、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関で聴取りをお受けになることを、お勧めします。本調査票は、以下のようないし用法があります。

1) 石綿にばく露したという自覚のある方

石綿へのばく露歴を確認するために使用。

忘れていたばく露歴を思い出すために使用。

石綿の知識がある方でも、ご自分で最終判断せずに、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関でのご相談をお勧めします。

2) 石綿にばく露したかどうかわからない方

石綿自記式簡易調査票を見て、どのような場合に石綿にばく露した可能性があるのかを知るために使用。

自分がどこかで石綿にばく露したのではないかという不安があるときに、調査項目に当てはまるものがあるのかどうかを確認するために使用。

石綿の知識が少ない方は、ご自分で最終判断せずに、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関でのご相談をお勧めします。

2 使用上の留意事項

1) 石綿自記式簡易調査票のみですべてを判断することは出来ません。あくまで目安としてお使いください。

2) A～Cの各調査項目については、各項目に該当する作業・状況・場所が、直ちに石綿ばく露ありを意味しているものではありません。例えば、同じ作業を行った場合であっても、石綿ばく露とは関連がない作業内容である可能性もあります。

3) 従って、A～Cのうち、一つでも に 印がついた人や、石綿についてよく知らないままにA～Cの問いに答えている方など、ご自分で判断なさることなく、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関にご相談ください。

4) 石綿ばく露について不安がある、疑問がある、という方も、当該調査票を回答するか否かにかかわらず、相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関をご利用ください。

5) 「わからない」を除き、一つも 印がない場合は、現時点では石綿にばく露した可能性は少ないと思われませんが、健康を過信することなく、何か症状が出たら医師に相談するなどしてください。

石綿自記式簡易調査票

記入日： 年 月 日

お名前 _____

A. あなたは、今まで下記の作業をしたり、その周辺で作業をしたことがありますか。アルバイトなどの短期間の作業も含め、当てはまるすべての に 印をつけてください。石綿関連作業かどうか判らない場合も、21 と合わせて をつけてください。

- 1 石綿鉱山での作業、石綿製品の製造に関わる作業
- 2 石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ・貼り付け等作業
- 3 石綿原綿または石綿製品の運搬・倉庫内作業
- 4 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
- 5 造船所内の作業（造船所における事務職含めた全職種）
- 6 建築現場の作業（建築現場における事務職含めた全職種）
- 7 解体作業（建築物、工作物、石綿含有製品等）
- 8 港湾での荷役作業
- 9 発電所・変電所・その他電気設備での作業
- 10 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業
- 11 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
- 12 鉄道等の運行に関わる作業
- 13 ガラス製品製造に関わる作業
- 14 石油精製工場、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
- 15 清掃工場または廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
- 16 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
- 17 レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
- 18 その他石綿に関連する作業（ _____ ）
- 19 タルク等石綿含有物を使用する作業（ _____ ）
- 20 作業内容を覚えていない時期がある。
- 21 石綿に関連する仕事かどうかわからない。

注：工作物とは、居住空間とならない建物（立体駐車場、橋、トンネルなど）

注：船舶の製造、整備等は5に該当

B. あなたのご家族は下記のことを経験していますか。当てはまるすべての に 印をつけてください。

- 1 家族が石綿関連の仕事についており、道具や作業着・マスクを家に持ち帰っていた。（具体的に：夫、妻、兄弟姉妹、祖父母などが、_____の仕事をしていた。）
- 2 石綿に関する作業が、自宅で行われた（自分が作業をしていない場合も含みます）。（具体的に： _____ ）
- 3 わからない。

C. あなたは、下記の場所の近くに住んだこと、近くの学校や職場に通っていたことはありますか。また、吹きつけ石綿のある建物で過ごされたことがありますか。当てはまるすべての に 印をつけてください。

「近く」は感覚的にご本人が近いと思った場合で結構です。

- 1 石綿工場・鉱山の近く 2 造船所の近く 3 建材物置場の近く
 4 自動車修理工場の近く 5 廃棄物の回収事業場・処分場の近く
 6 吹きつけ石綿のある建物（保育園、幼稚園、学校その他の教育施設、職場、自宅等）
 7 わからない。

D. あなたは、石綿が使われている製品を 20 秒程度の間にくいつ思い浮かべることが出来ますか。

- 1 3つ以上 2 2つ 3 1つ 4 0 (製品名: _____)

【記入後の自己判断の仕方】

1 ページ目の「使い方（回答者用）」をご一読ください。

上記 A から C のうち、一つでも に 印がついた人は、石綿吸入が疑われます。相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関における詳しい石綿ばく露チェックをお勧めします。その際、記入した調査票をご用意ください。

上記 A から C のうち、一つも 印がない人（「わからない」を除く）は、石綿にばく露した可能性は、少ないと考えられます。但し思わぬ製品に石綿が含有されていたり、思わぬほど石綿が飛散している事もあります。一つも 印がないから石綿ばく露がないとは判断せず、「覚えていない」または「わからない」などあいまいな部分がある場合には、相談窓口石綿関連疾患に詳しい医療機関にご相談ください。

上記 D のうち、石綿製品を 1 個以下しか思い浮かばなかった場合には、石綿についてよく知らないままに A から C の問いに答えていますので、相談窓口における石綿ばく露チェックをお勧めします。

相談窓口：各都道府県の保健所、都道府県産業保健推進センター、
 アスベスト疾患センター（全国 24 箇所の労災病院にあります）などがあります。
 各都道府県、市町村の広報、ホームページなどでご確認下さい。

石綿自記式簡易調査票

記入日： 年 月 日

お名前 _____

A. あなたは、今まで下記の作業をしたり、その周辺で作業をしたことがありますか。アルバイトなどの短期間の作業も含め、当てはまるすべての に 印をつけてください。石綿関連作業かどうか判らない場合も、21 と合わせて をつけてください。

- 1 石綿鉱山での作業、石綿製品の製造に関わる作業
- 2 石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ・張りつけ等作業
- 3 石綿原綿または石綿製品の運搬・倉庫内作業
- 4 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
- 5 造船所内の作業（造船所における事務職含めた全職種）
- 6 建築現場の作業（建築現場における事務職含めた全職種）
- 7 解体作業（建築物、工作物、石綿含有製品等）
- 8 港湾での荷役作業
- 9 発電所・変電所・その他電気設備での作業
- 10 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業
- 11 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
- 12 鉄道等の運行に関わる作業
- 13 ガラス製品製造に関わる作業
- 14 石油精製工場、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
- 15 清掃工場または廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
- 16 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
- 17 レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
- 18 その他石綿に関連する作業（ _____ ）
- 19 タルク等石綿含有物を使用する作業（ _____ ）
- 20 作業内容を覚えていない時期がある。
- 21 石綿に関連する仕事かどうかわからない。

注：工作物とは、居住空間とならない建物（立体駐車場、橋、トンネルなど）

注：船舶の製造、整備等は5に該当

B. あなたのご家族は下記のことを経験していますか。当てはまるすべての に 印をつけてください。

- 1 家族が石綿関連の仕事についており、道具や作業着・マスクを家に持ち帰っていた。（具体的に：夫、妻、兄弟姉妹、祖父母などが、_____ の仕事をしていた。）
- 2 石綿に関する作業が、自宅で行われた（自分が作業をしていない場合も含みます）。（具体的に： _____ ）
- 3 わからない。

